

別紙様式第15号の2（第137条の5 関係）（平20内府令79・追加、平26内府令31・平30内府令40・一部改正）

	← 29.7cm以上 →
20 cm 以上	外国銀行代理業務
	（外国銀行代理金庫の名称）
	（所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が ³ 所在する国）

（記載上の注意）

「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が³所在する国」には、所属外国銀行（信用金庫法第54条の2 第1項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が³所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が³所在する国を記載すること。